



# 児童養護施設退所者等自立支援資金借用書

年 月 日

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会会長 殿

私は借受人として次のとおり標記資金の貸付を受けました。この資金は、宮崎県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業細則に従い返還いたします。

また、裏面の特約事項を厳守します。

借用金額 円

整理番号		フリガナ	
		借受人氏名	
借用金額内訳	<input type="checkbox"/> 生活支援費	月 50,000円 × カ月 = 円 年 月から 年 月分まで	
	<input type="checkbox"/> 家賃支援費	月 円 × カ月 = 円 年 月から 年 月分まで	
	<input type="checkbox"/> 資格取得支援費		円

借受人住所

借受人氏名

㊞  
登録実印

借受人の法定代理人住所

借受人の法定代理人氏名

㊞  
登録実印

上記について、借受人と連帯して債務を負担します。

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

㊞  
登録実印

## 特約条項

借受人、連帯保証人（以下「債務者」という。）は、次の事項（宮崎県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要領、事業細則等で規定される事項等）厳守することを特約します。

第1条 債務者は、この貸付事業を利用中は宮崎県社会福祉協議会が借受人の生活実態を把握し、相談支援の立場にあることを理解し、利用期間中は随時相談します。

第2条 細則第13条の規定に該当したときは、県社協の指示するところにより自立支援資金を返還します。

第3条 債務者は、次の事項等が生じたときは、直ちに届け出ます。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、又は行方不明になったとき。
- (4) 退学等若しくは退職等が生じたとき。
- (5) 天災・火災・その他重大な災害を受けたとき。

2 前項の届け出を怠ったため、貴協議会からなされる通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着していたものとみなされても異議を述べません。

第4条 債務者は、次の事項のいずれかに該当する場合には、標記借入金債務の全額又は一部について期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部を弁済します。また、次の事項等のいずれかに該当する場合は、貸付金の交付をやめることに異議を申し立てません。

- (1) 第3条第1項の(1)から(4)までの届出を怠ったとき。
- (2) 資金の用途をみだりに変更したり、他に流用したとき。
- (3) 虚偽の申請、不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (4) 故意に返済金の支払いを怠ったとき。
- (5) 貸付けの目的を達成する見込みがないとき。
- (6) 自己破産の申立てを行ってとき。

第5条 債務者は、最終返済期限日までに理由なく返済金を支払わなかったときは、1年につき年3%の率をもって延滞利子を支払います。

第6条 債務者は、貴協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときは、支払いを一時猶予したり支払いを免除することを承知します。

第7条 債務者は、本借入金及びこの債務から生ずる一切の債務について、貴協議会が何人から弁済を受けても異議を述べません。

第8条 債務者は、自己の生計状況、財産その他について貴協議会から調査があったときは、ただちに報告するなど必要な協力をします。

第9条 債務者は、自己の生計状況、財産その他について重大な変化が生じた場合、又は生ずるおそれがある場合は、貴協議会から請求がなくても直ちに連絡します。

第10条 債務者は、債務の完済にあたり弁済者が数人ある場合は、そのいずれかの者に対して借用書その他付属書類を交付されても異議を述べません。

第11条 連帯保証人は、本借入金債務及びこの債務から生ずる一切の債務について、借受人と連帯して保証債務を負い、その履行についてこの約定に従います。

2 連帯保証人は、貴協議会の承認する新たな連帯保証人を追加、あるいは債務引受人を立てる場合、免責を主張しません。

第12条 債務者は、この約定に基づく債務に関し訴訟の必要が生じた場合には、貴協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。